

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-159 改5
提出年月日	平成30年5月31日

V-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針

目次

1. 概要.....	1
2. 溢水等による損傷防止の基本方針.....	1
2.1 防護すべき設備の設定	3
2.2 溢水評価条件の設定	3
2.3 溢水評価及び防護設計方針	6
2.4 溢水防護に関する施設の設計方針	10
3. 適用規格.....	12

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第12条及び54条並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に適合する設計とするため、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備が発電所施設内における溢水の発生によりその**要求される機能**を損なうおそれがある場合に、防護処置その他の適切な処置を講じることが説明するものである。

2. 溢水等による損傷防止の基本方針

「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド（平成26年8月6日原規技発 第1408064 号原子力規制委員会決定）」（以下「評価ガイド」という。）を**踏まえて**、溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し、運転状態にある場合は発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、発電用原子炉を高温停止及び引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。また、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の対処に必要な機器の単一故障を考慮しても異常状態を収束できる設計とする。

これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）について、これら設備が、没水、被水及び蒸気の影響を受けて、**その安全機能を損なうおそれがない設計** 多重性又は多様性を有する設備が同時に**その機能を損なうおそれなく、要求される機能を損なうおそれがない**設計とする。重大事故等対処設備については、溢水影響を受けて設計基準事故対処設備並びに使用済燃料プールの冷却設備及び給水設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）と同時に機能を損なうおそれがないよう、没水、被水及び蒸気影響に対して、設計基準事故対処設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備との位置的分散を考慮した位置に設置又は保管する。防護対象設備及び重大事故等対処設備を防護すべき設備とし、設定方針を「2.1 防護すべき設備の設定」に示す。

溢水評価を実施するに当たり、溢水源及び溢水量を、想定する機器の破損等により生じる溢水（以下「想定破損による溢水」という。）、発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水（以下「消火水の放水による溢水」という。）並びに地震に起因する機器の破損及び使用済燃料プールのスロッシングにより生じる溢水（以下「地震起因による溢水」という。）を踏まえ設定する。また、その他の要因による溢水として、地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤動作等により生じる溢水（以下「その他の溢水」という。）を**考慮し、溢水源及**

び溢水量を設定する。

なお、施設定期検査中においては、使用済燃料プール、原子炉ウエル及びドライヤセパレータープールのスロッシングにより生じる溢水を踏まえ溢水源及び溢水量を設定する。

溢水防護に対する評価対象区画（以下「溢水防護区画」という。）及び溢水経路は、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように設定する。溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路の設定方針を「2.2 溢水評価条件の設定」に示す。

溢水評価では、没水、被水及び蒸気の影響を受けて要求される機能を損なうおそれがある防護すべき設備に対して、溢水影響評価を実施し、必要に応じて対策を実施する。具体的な評価及び防護設計方針を、「2.3.1(1) 没水の影響に対する評価及び防護設計方針」、「2.3.1(2) 被水の影響に対する評価及び防護設計方針」及び「2.3.1(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針」に示す。

使用済燃料プールの機能維持に関しては、発生を想定する溢水の影響を受けて、使用済燃料プール冷却系統及び給水系統が要求される機能を損なうおそれがないことを評価する。具体的な評価及び設計方針を、「2.3.2 使用済燃料プールの機能維持に関する評価及び防護設計方針」に示す。

溢水防護区画を内包する建屋外から溢水が流入するおそれがある場合には、防護対策により溢水の流入を防止する。具体的な評価及び防護設計方針を、「2.3.3 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針」に示す。

発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウエル、ドライヤセパレータープール）から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。管理区域外への漏えい防止に関する評価及び防護設計方針を「2.3.4 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針」に示す。

防護すべき設備が発生を想定する溢水により要求される機能を損なうおそれがある場合、又は放射性物質を含む液体が管理区域外に漏えいするおそれがある場合には、防護対策その他の適切な処置を実施する。実施する防護対策その他の適切な処置の設計方針を「2.4 溢水防護に関する施設の設計方針」に示す。

原子炉建屋原子炉棟6階については、安全区分Ⅱ系の設備へ溢水影響が及ばないように、原子炉建屋原子炉棟6階で発生した溢水が、安全区分Ⅱ系の設備が設置される原子炉建屋原子炉棟内の東側区画へ流下しない設計とする。また、発生した溢水は流下開口により西側区画へ流下する設計とする。

施設定期検査時については、使用済燃料プール、原子炉ウエル及びドライヤセパレータープールのスロッシングにより発生する溢水をそれぞれのプール等へ戻すことで、原子炉建屋原子炉棟6階よりも下層階に流下させないこととし、原子炉建屋原子炉棟6階よりも下層階に設置される防護すべき設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。

溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、溢水源となり得る設備の追加、溢水経路の追加及び評価床面積の変更等の評価条件に見直しがある場合は、溢水評価への影響確認を行うこととし、保安規定に定めて管理する。

2.1 防護すべき設備の設定

評価ガイドを踏まえ、設計基準対象設備のうち以下に該当する設備を防護すべき設備として設定する。

- (1) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における分類のクラス 1, 2 に属する構築物、系統及び機器に加え、安全評価上その機能を期待するクラス 3 に属する構築物、系統及び機器のうち、以下の機能を達成するための重要度の特に高い安全機能を有する系統が、その安全機能を適切に維持するために必要な設備。
 - ・運転状態にある場合には、原子炉を高温停止、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するための設備
 - ・停止状態にある場合は引き続きその状態を維持する設備
- (2) 使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を適切に維持するために必要な設備

また、重大事故等対処設備についても溢水から防護すべき設備として設定する。防護すべき設備の設定の具体的な内容を資料V-1-1-8-2「防護すべき設備の設定」に示す。

2.2 溢水評価条件の設定

(1) 溢水源及び溢水量の設定

溢水源及び溢水量は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水及び地震起因による溢水を踏まえ設定する。また、その他の溢水（地下水の流入、地震以外の自然現象、機器の誤作動等）も想定する。

想定破損による溢水では、評価ガイドを参照し、高エネルギー配管は「完全全周破断」、低エネルギー配管は「配管内径の1/2の長さで配管肉厚の1/2の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」の破損を想定した評価とする。

ただし、高エネルギー配管については、ターミナルエンドを除き、応力評価の結果により、以下のとおり破損形状を想定する。

- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば発生応力が許容応力の0.8倍以下であれば破損を想定しない。
 - ・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管であれば発生応力が許容応力の0.4倍を超え0.8倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4倍以下であれば破損は想定しない。
- 低エネルギー配管については、配管の発生応力が許容応力の0.4倍以下であれ

ば破損は想定しない。

具体的には、高エネルギー配管のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管である原子炉隔離時冷却系蒸気配管及び廃棄物処理棟の所内蒸気配管の一般部（1Bを超える。）は、発生応力が許容応力の0.8倍以下を確保する設計とし、「貫通クラック」による溢水を想定した評価とする。破損を想定しない低エネルギー配管は発生応力が許容応力の0.4倍以下を確保する設計とする。

発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う原子炉隔離時冷却系蒸気配管及び廃棄物処理棟の所内蒸気配管の一般部（1Bを超える。）及び破損を想定しない低エネルギー配管は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

また、高エネルギー配管のうち、高エネルギー配管として運転している時間の割合が、当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さいことから低エネルギー配管とする系統（ほう酸水注入系、残留熱除去系、残留熱除去海水系、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系及び原子炉隔離時冷却系）については、運転時間実績管理を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

消火水の放水による溢水では、消火活動に伴う消火栓からの放水量を溢水量として設定する。発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ系統からの溢水については、防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。具体的には、消火栓以外の設備としては、スプリンクラや格納容器スプレイ系統があるが、防護すべき設備が設置される建屋には、スプリンクラは設置しない設計とする。格納容器スプレイ系統の作動により発生する溢水については、原子炉格納容器内の防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とし、詳細は資料V-1-1-6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「2.3 環境条件等」に示す。また、格納容器スプレイ系統は、作動信号系の単一故障により誤作動しないように設計されることから、誤作動による溢水は想定しない。

地震起因による溢水では、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動 S_s による地震力により破損するおそれがある機器からの溢水及び使用済燃料プールのスロッシングによる溢水を溢水源として設定する。なお、施設定期検査中においては、使用済燃料プール、原子炉ウエル及びドライヤセパレータプールのスロッシングによる溢水を溢水源として設定する。

その際、配管については破断形状として完全全周破断を考慮した溢水流量とし、容器については全保有水量を考慮する。使用済燃料プール、原子炉ウエル及びドライヤセパレータプールのスロッシングによる溢水量の算出に当たって

は、基準地震動 S_s により生じるスロッシングにてプール外へ漏えいする溢水量を考慮する。耐震Sクラス機器については、基準地震動 S_s による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震B、Cクラス機器のうち、耐震対策工事の実施あるいは設計上の裕度の考慮により、基準地震動 S_s による地震力に対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しない。

その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損を伴う漏えい等の地震以外の自然現象により発生する溢水及び機器の誤作動等による漏えい事象を想定し、これらの溢水についても防護すべき設備が溢水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。

溢水量の設定において、隔離による漏えい停止を期待する場合には、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算して設定する。ここで漏水量は、配管の破損箇所からの流出流量に隔離時間を乗じて設定する。なお、手動による漏えい停止の手順は、保安規定に定めて管理する。

溢水量の算出に当たっては、配管の保有水量に10%の保守性を考慮した設計とする。

溢水源及び溢水量の設定の具体的な内容を資料V-1-1-8-3「溢水評価条件の設定」 「2. 溢水源及び溢水量の設定」に示す。

(2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定

溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。

溢水防護区画は壁、扉、堰、床段差等又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定する。

溢水経路は、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように設定する。消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。火災により壁貫通部止水処置の機能を損なうおそれがある場合でも、当該貫通部からの消火水の伝播により、防護すべき設備が溢水の影響を受けて要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

また、溢水経路を構成する水密扉については、閉止状態を確実にするために、中央制御室における閉止状態の確認、開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順書の整備を行うこととし、保安規定に定めて管理する。

また、原子炉建屋原子炉棟6階については、大物機器搬入口開口部及び燃料輸送容器搬出口開口部に関して、キャスク搬出入時以外における大物機器搬入口用溢水拡大防止堰（鋼板部）及び燃料輸送容器搬出口用溢水拡大防止堰（鋼板部）の取り外し、並びに原子炉建屋原子炉棟6階の残留熱除去系A系及びB系の熱交換器ハッチ開口部に関して、ハッチを開放する場合における原子炉建屋原子炉棟止水板6-1及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2の設置、並びにその他の流下経路（床ファンネル及び流下開口）の閉止措置を行い、溢水が下層階へ流下することを防止する設計とする。また、この堰及び止水板及の設置及び流下経路の閉止措置に係る運用は保安規定に定めて管理する。

現場操作が必要な設備へのアクセス通路について、最終的な滞留水位が200mmより高くなる区画には想定される水位に応じて必要な高さの歩廊を設置し、アクセスに影響のない措置を講じる。

溢水防護区画及び溢水経路の設定の具体的な内容を資料V-1-1-8-3「溢水評価条件の設定」「3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定」に示す。

2.3 溢水評価及び防護設計方針

2.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針

(1) 没水の影響に対する評価及び防護設計方針

発生を想定する溢水量、溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し、防護すべき設備が没水の影響により要求される機能を損なうおそれがないことを評価する。

溢水の流入状態、溢水源からの距離、人のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し、機能喪失高さは、溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。具体的には、防護すべき設備の機能喪失高さが溢水防護区画ごとに算出される溢水水位に対して100 mm以上の裕度を確保する設計とする。

さらに、区画の床勾配による床面高さのばらつきを考慮し、評価に用いる溢水水位に一律100 mmの裕度を確保する設計とする。

防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する壁、扉、堰、床ドレンライン逆止弁又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止する対策若しくは対象設備の水密化処置（設備周囲への止水板設置）を実施する。

止水性を維持する浸水 溢水防護に関する施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。

重大事故等対処設備については、没水影響により設計基準対処設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない設計とする。

消火水の放水による没水影響で防護すべき設備の機能を損なうおそれがある

場合には、水消火を行わない消火手段（ハロゲン化物消火設備による消火、二酸化炭素自動消火設備による消火、消火器による消火）を採用することで没水の影響が発生しない設計とする。さらに当該エリアへの不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。

没水影響評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」「2.1 没水影響に対する評価」に示す。

(2) 被水の影響に対する評価及び防護設計方針

溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水又は天井面の開口部若しくは貫通部からの被水の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがないことを評価する。

防護すべき設備は、浸水に対する保護構造（以下「保護構造」という。）を有し被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

保護構造を有さない場合は、機能を損なうおそれ配置設計又は被水の影響が発生しないよう当該設備が設置される溢水防護区画において水消火を行わない消火手段（ハロゲン化物消火設備による消火、二酸化炭素自動消火設備による消火、消火器による消火）を採用する設計とする。

保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備については、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないことを設計時に確認し、保護構造を維持するための保守管理を実施する。

また、水消火を行う場合には、消火対象以外の設備への誤放水がないよう、消火放水時に不用意な放水を行わないことを消火活動における運用及び留意事項として「火災防護計画」に定める。

重大事故等対処設備については、被水影響により設計基準対処設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない設計とする。

被水影響評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」「2.2 被水影響に対する評価」に示す。

(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針

区画内で発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響を、設定した空調条件や解析区画条件により評価し、防護すべき設備が蒸気影響により要求される機能を損なうおそれがないことを評価する。

漏えい蒸気による影響が蒸気曝露試験又は机上評価により設備の健全性が確認されている条件を超え、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合には、漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。

蒸気影響評価において期待する溢水防護対策を以下に示す。

漏えい蒸気影響を緩和するために、蒸気漏えいを早期自動検知し、隔離（直ち

に環境温度が上昇し、健全性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離)を行うために、自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器、蒸気遮断弁、検知制御盤及び検知監視盤)を設置する。蒸気漏えいの自動検知及び隔離だけでは防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある配管破断想定箇所には防護カバーを設置し、防護カバーと配管のすき間を設定することで漏えい蒸気影響を緩和する。

漏えい蒸気による環境条件に対する耐性を蒸気暴露試験又は机上評価する。

主蒸気管破断事故時等には、原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。

重大事故等対処設備については、蒸気影響により設計基準対処設備等又は同様の機能を有する重大事故等対処設備と同時に機能喪失しない設計とする。

蒸気影響評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」「2.3 蒸気影響に対する評価」に示す。

原子炉建屋外側ブローアウトパネルに関する具体的な設計方針については、資料V-1-1-6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に示す。

2.3.2 使用済燃料プールの機能維持に関する評価及び防護設計方針

使用済燃料プールに関しては、発生を想定する溢水の影響を受けても、使用済燃料プール冷却系統及び給水系統に要求される機能が損なわれるおそれがないことを評価する。具体的には、基準地震動 S_s による地震力によって生じるスロッシング後の使用済燃料プール水位が、使用済燃料プールの冷却機能(水温65℃以下)の維持に必要な水位並びに保安規定で定めた管理区域内における特別措置を講じる基準である線量率(≤ 1.0 mSv/h)を満足する水位を上回ることを評価する。

また、スロッシングによる溢水(その他機器の地震起因による溢水を含む。)の影響を受けて、使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能の維持に必要な機器が要求される機能を損なうおそれがないことを評価する。

使用済燃料プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動 S_s による地震力によって生じるスロッシング現象をスロッシング後の使用済燃料プール水位及び使用済燃料プール外へ漏えいする水量がそれぞれ保守的になるよう設定した評価条件で3次元流動解析により評価する。

なお、施設定期検査時においては、スロッシングによる溢水が使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールへ戻ることにより、スロッシング後にも使用済燃料プールの適切な水温及び遮へい水位を維持できる設計とする。

使用済燃料プール機能維持評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」「2.4 使用済燃料プールの機能維持に関する溢水評価」に示す。

2.3.3 防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針

防護すべき設備を内包する建屋及びエリアにおいて、建屋外及びエリア外で発生を想定する溢水である循環水管の伸縮継手の破損による溢水、屋外タンクで発生を想定する溢水及び地下水等が、建屋内及びエリア内に流入するおそれがある場合には、壁、扉、蓋の設置及び貫通部止水処置を実施することで建屋内及びエリア内への流入を防止する設計とし、防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とする。

また、建屋外及びエリア外で発生する溢水量の低減対策として以下に期待する。

海水ポンプエリア外及びタービン建屋内における循環水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、隔離（地震起因による伸縮継手の破損の場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために、循環水系隔離システム（漏えい検知器、循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁、検知制御盤及び検知監視盤等）を設置する。隔離信号発信後5分以内に循環水ポンプ及び循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁を自動隔離する設計とする。さらに、海水ポンプエリア外の循環水管については、伸縮継手を可撓継手構造に取替え、継手部のすき間（合計14mm以下）を設定する設計とすることで、破損箇所からの溢水量を低減する設計とする。

地下水については、地震時の排水ポンプの停止により建屋周囲の水位が地表面まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁及び貫通部止水処置により防護すべき設備を内包する建屋への流入を防止する設計とする。

防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外からの流入防止に関する溢水評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」 「3. 防護すべき設備を内包する建屋外又はエリア外からの流入防止」に示す。

2.3.4 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針

発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウェル、ドライヤセパレータープール）からあふれ出る放射性物質を含む液体について、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路により溢水水位を算出し、放射性物質を内包する液体が管理区域外へ漏えいすることを防止し伝播するおそれがないことを評価する。なお、地震時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については、要求される地震力を用いて設計する。

放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には、溢水水位を上回る高さまで止水性を維持する伝播防止対策を実施し、管理区域外への溢水伝播を防止する設計とする。

管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価の具体的な内容を資料V-1-1-8-4「溢水影響に関する評価」「2.5 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価」に示す。

2.4 溢水防護に関する施設の設計方針

「2.2 溢水評価条件の設定」及び「2.3 溢水評価及び防護設計方針」を踏まえ、溢水防護区画の設定、溢水経路の設定及び溢水評価において期待する**浸水 溢水**防護に関する**施設の**設計方針を以下に示す。設計に当たっては、溢水防護に関する施設が要求される機能を踏まえ、溢水の伝播を防止する設備及び蒸気影響を緩和する設備に分類し設計方針を定める。

また、溢水防護に期待する施設は、要求される機能を維持するため、計画的に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を実施することとし、保安規定に定めて管理する。

溢水防護に関する施設の設計方針を資料V-1-1-8-5「溢水防護施設の詳細設定」に示す。

2.4.1 溢水伝播を防止する設備

(1) 水密扉

原子炉建屋原子炉棟内で発生を想定する溢水が、溢水防護区画へ伝播しない設計とするために、止水性を有する残留熱除去系A系ポンプ室水密扉、原子炉隔離時冷却系室北側水密扉、原子炉隔離時冷却系室南側水密扉及び高压炉心スプレイポンプ室水密扉を設置する。

また、屋外タンクの破損により発生を想定する溢水が、常設代替高压電源装置用カルバート内へ伝播しない設計とするために、止水性を有する常設代替高压電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉（浸水防止設備と兼用）を設置する。

水密扉は、発生を想定する溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(2) 浸水防止蓋、水密ハッチ（浸水防止設備と兼用）

屋外タンクの破損により発生を想定する溢水が、溢水防護区画へ伝播しない設計とするために、止水性を有する海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽用点検用水密ハッチ、常設低压代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する。

浸水防止蓋及び水密ハッチは、発生を想定する溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地

震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(3) 堰

イ. 溢水拡大防止堰

原子炉建屋原子炉棟内にて発生を想定する溢水が、溢水防護区画へ伝播しない設計とするために、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰B1-1からB1-4、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰1-1から1-3、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰2-1から2-2、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰3-1から3-2、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰4-1、原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰5-1から5-2及び原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰6-1から6-5を設置する。

溢水拡大防止堰は、溢水時において、発生を想定する溢水水位を上回る高さを有し、溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

ロ. 管理区域外伝播防止堰

タービン建屋内にて発生を想定する溢水が、管理区域外へ伝播しない設計とするために、タービン建屋管理区域外伝播防止堰1-1から1-4を設置する。

管理区域外伝播防止堰は、溢水時において、発生を想定する溢水水位を上回る高さを有し、溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

ハ. 止水板

原子炉建屋原子炉棟内にて発生を想定する溢水により、防護すべき設備が没水し安全機能を損なうことのない設計とするために、原子炉建屋原子炉棟止水板B2-1からB2-3、原子炉建屋原子炉棟止水板B1-1からB1-3、原子炉建屋原子炉棟止水板2-1、原子炉建屋原子炉棟止水板3-1から3-7、原子炉建屋原子炉棟止水板4-1から4-5及び原子炉建屋原子炉棟止水板5-1を設置する。

止水板は、溢水時において、発生を想定する溢水水位を上回る高さを有し、溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

ニ. 原子炉建屋原子炉棟止水板6-1及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2

原子炉建屋原子炉棟6階において、残留熱除去系A系熱交換器ハッチ又は残留熱除去系B系熱交換器ハッチを開放する場合、当該開口部からの下層階への伝播

を防止する設計とするため、原子炉建屋原子炉棟止水板6-1及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2を設置する。

原子炉建屋原子炉棟止水板6-1及び原子炉建屋原子炉棟止水板6-2は、溢水時において、発生を想定する溢水水位を上回る高さを有し、溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(5) 逆流防止装置

原子炉建屋原子炉棟内で滞留する溢水が、床ドレンラインを介して原子炉建屋原子炉棟内の溢水防護区画へ伝播しない設計とするために、床ドレンラインに止水性を有する逆流防止装置を設置する。

逆流防止装置は、発生を想定する溢水水位による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(6) 貫通部止水処置（浸水防止設備と一部兼用）

以下の設計のため、貫通部止水処置を実施する。

- ・防護すべき設備を内包する建屋外及びエリア外にて発生を想定する溢水が、溢水防護区画へ伝播しない設計とするため。
- ・原子炉建屋原子炉棟内で発生を想定する溢水により、防護すべき設備の機能を損なうおそれがない設計とするため。
- ・原子炉建屋原子炉棟内、原子炉建屋廃棄物処理棟内及び廃棄物処理棟内で発生を想定する放射性物質を含む液体が管理区域外へ伝播しない設計とする。

これらの貫通部止水処置は、発生を想定する溢水水位の最大浸水深による静水圧に対し、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(7) 循環水系隔離システム

タービン建屋復水器エリア及び循環水ポンプエリアで発生を想定する循環水管の伸縮継手の破損による溢水量を低減するために、循環水管の伸縮継手の破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、隔離（地震起因による伸縮継手の破損の場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために、循環水系隔離システム（漏えい検知器、循環水ポンプ出口弁、復水器水室出入口弁、検知制御盤及び検知監視盤等）を設置する。

循環水系隔離システムは、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水量を低減する機能を維持する設計とする。

(8) 循環水管可撓継手

循環水ポンプエリア内で発生を想定する循環水管の伸縮継手の破損による溢水量を低減するために、伸縮継手を可撓継手構造に取替える。継手部のすき間寸法を管理し、溢水流量を制限することで溢水量を低減する設計とする

循環水系隔離システムは、基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、溢水量を低減する機能を維持する設計とする。

2.4.2 蒸気影響を緩和する設備

(1) 自動検知・遠隔隔離システム

配管の想定破損による漏えい蒸気の影響を緩和するために、蒸気漏えいを早期自動検知し、隔離（直ちに環境温度が上昇し、健全性が確認されている条件を超えるおそれがある場合は自動隔離、それ以外は中央制御室からの遠隔手動隔離）を行うために、自動検知・遠隔隔離システム（温度検出器、蒸気遮断弁、検知制御盤及び検知監視盤）を設置する。

(2) 防護カバー

配管の想定破損による漏えい蒸気が防護すべき設備へ与える影響を緩和するために、配管破断想定箇所に防護カバーを設置する。防護カバーと配管とのすき間寸法を管理し、漏えい蒸気流量を制限することで蒸気影響を緩和する設計とする。

防護カバーは配管からの蒸気の噴出による荷重により防護カバーの各構成部材に発生する応力に対して、蒸気影響を緩和する機能を損なうおそれがない設計とする。

防護カバーは基準地震動 S_s による地震力に対して、地震時及び地震後においても、十分な構造強度を有していることを確認することで、上位クラス施設である原子炉隔離時冷却系配管に対して波及的影響を及ぼすおそれのない設計とする。

3. 適用規格

適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規格外のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。

適用する規格，基準，指針等を以下に示す。

- ・ 発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1-2005/2007）
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4601-1987）
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（J E A G 4601・補-1984）
- ・ 原子力発電所配管破損防護設計技術指針（J E A G 4613-1998）
- ・ 原子力発電所の火災防護指針（J E A G 4607-2010）
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4601-1991 追補版）
- ・ 電気機械器具の外郭による保護等級（I Pコード）（J I S C 0920-2003）
- ・ ステンレス鋼棒（J I S G 4303-2012）
- ・ 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯（J I S G 4304-2012）
- ・ 熱間成形ステンレス鋼形鋼（J I S G 4317-2013）
- ・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- ・ 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）
- ・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- ・ 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）
- ・ 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準 日本建築学会 1991年
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準 -許容応力度設計法- 日本建築学会 1999年
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準 日本建築学会 2010年
- ・ 鋼構造設計規準 -許容応力度設計法- 日本建築学会 2005年
- ・ 各種合成構造設計指針・同解説 日本建築学会 2010年
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日 原子力安全委員会）
- ・ 原子力施設における建築物の維持管理指針・同解説 日本建築学会 2015年
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説 日本水道協会 1997年
- ・ 水道施設耐震工法指針・解説 日本水道協会 2009年
- ・ コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] 土木学会 2002年